

小田原市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組方針～

平成28年7月

(令和5年9月改正)

小田原市通学路交通安全推進会議

— 目次 —

1. 小田原市通学路交通安全プログラムの目的	1
2. 通学路交通安全推進会議の設置	2
3. 取組方針	
(1) 取組体制	3
(2) 取組手法	4
(3) 対策箇所の周知	6

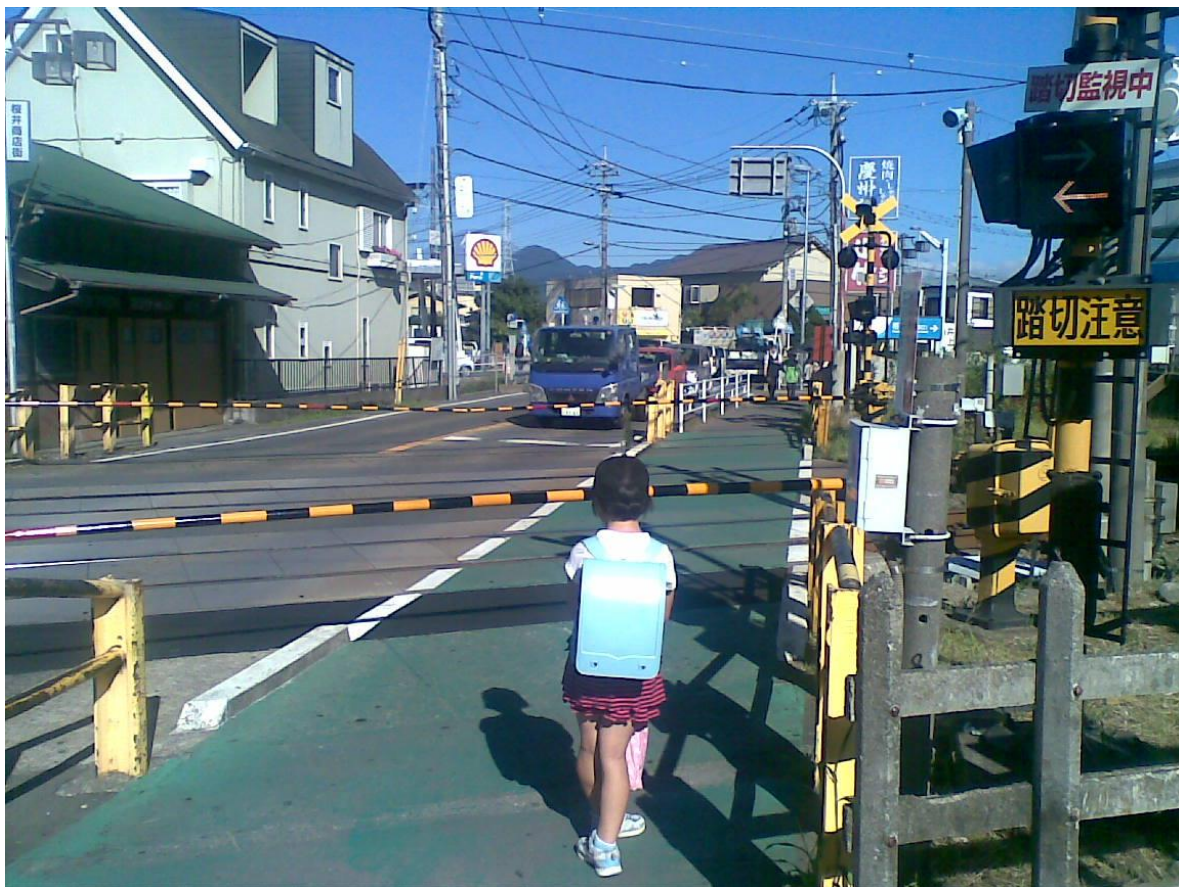
1. 小田原市通学路交通安全プログラムの目的

はじめに、本市では従来よりそれぞれの地域で、学校、保護者、地域の方々や関係機関が連携し、通学路の安全確保について継続した取組が行われてきた。

一方、平成24年4月に京都府亀岡市で起きた登校中の児童らの交通事故死傷事件をはじめ、全国各地で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、同年5月に、国から通学路の緊急合同点検の実施及び安全な通学路の確保に向けた取組を行うよう通知があり、平成25年12月には、通学路安全確保のための推進体制の構築、合同点検の継続的实施についての基本方針を策定することが推奨されたところである。

これらを受け、既存の体制・枠組みを引き続き活用した形で、通学路の安全確保に向けた取組方針等を改めて明確化するため、このたび、「小田原市通学路交通安全プログラム」を策定した。

<通学路の風景>



2. 通学路交通安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「小田原市通学路交通安全推進会議」を設置する。本プログラムは、この会議で議論し、策定した。この会議における具体的な取組は、本プログラムに基づき、関係機関と連携して、児童・生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図るものとする。

【構成機関と主な役割】

機関名	主な役割
小田原市教育委員会教育部保健給食課（事務局）	児童生徒への指導・教育
小田原市教育委員会教育部教育指導課	
小田原市小学校長会	
小田原市中学校長会	
小田原市 PTA 連絡協議会	
小田原市市民部地域安全課	交通安全に関する規制、指導、啓発
小田原警察署	
小田原市建設部建設政策課	道路施設に関する注意喚起
小田原市建設部道水路整備課	道路施設の設置、管理等
小田原市自治会総連合	道路施設に関する点検

- ・ 会議は、構成機関の課長等及び担当で構成する。
- ・ 事務局は、保健給食課に置く。

【所掌事項】

- ・ 通学路における交通安全の確保に向けた取組の方針に関すること。
- ・ 通学路における危険箇所等の安全対策に関すること。
- ・ 通学路における交通安全のための活動に関すること。
- ・ 前各号に掲げるもののほか、交通安全の推進を図るために必要な事項。

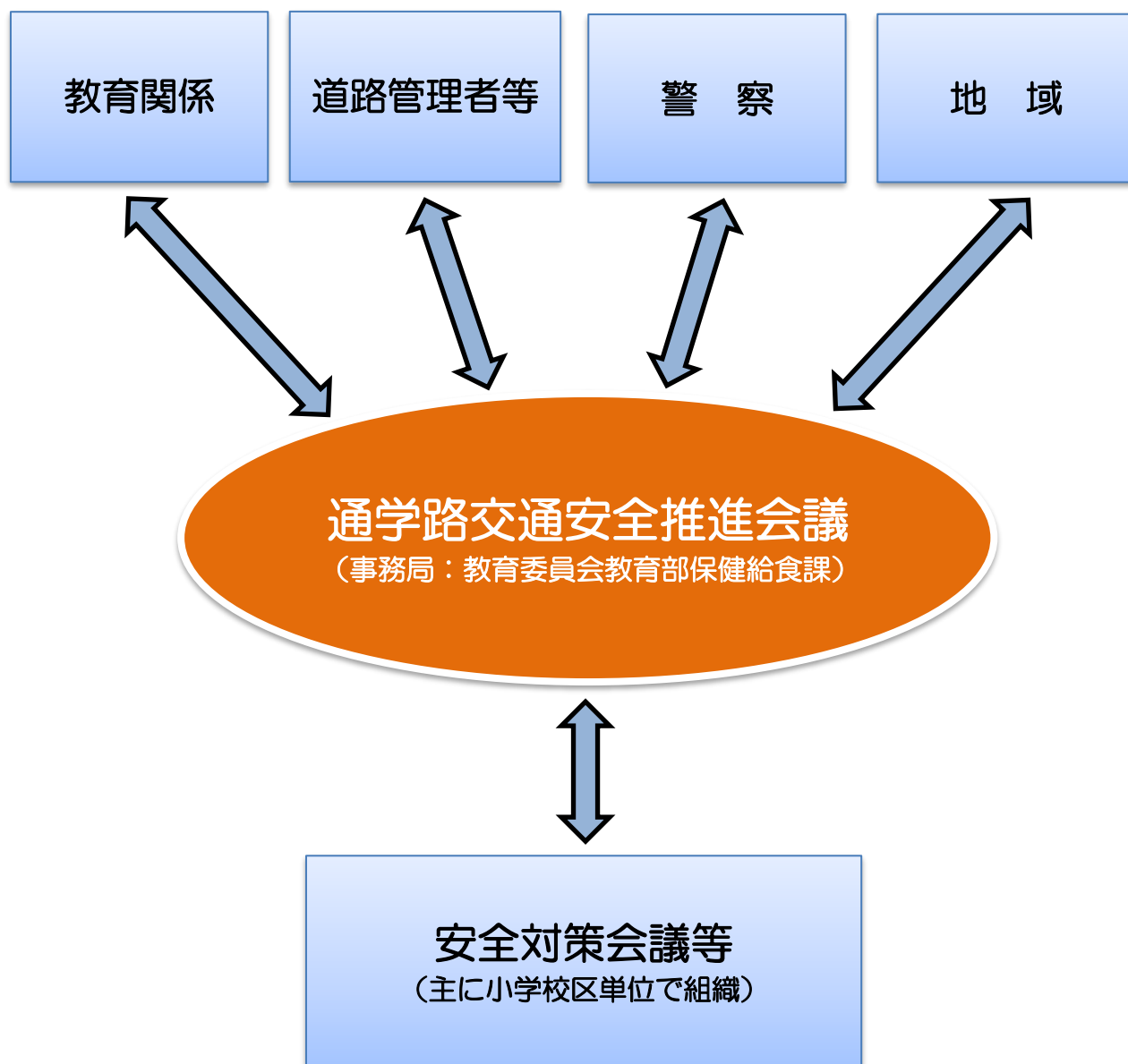
【開催】

- ・ 国、県等からの通学路交通安全に係る方針や施策等の変更、重大な事故やその恐れが生じた場合等、必要に応じて委員長が招集し開催する。

3. 取組方針

(1) 取組体制

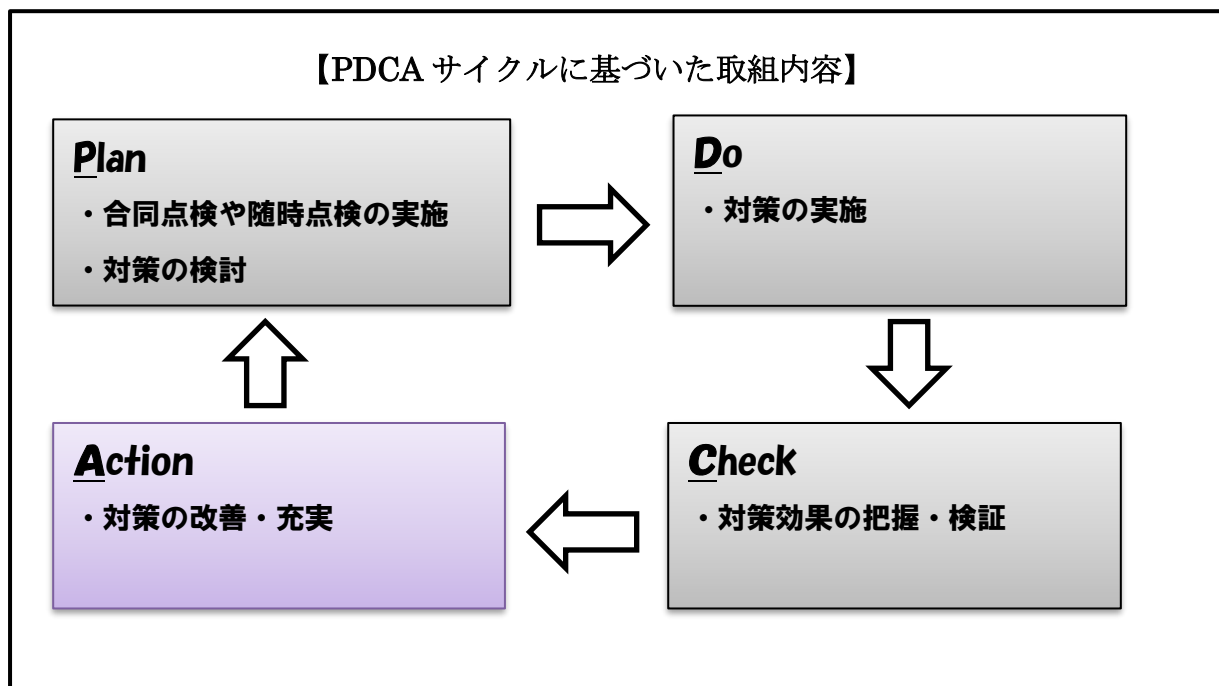
児童・生徒への交通安全教育や交通規制の実施、道路施設の設置・管理等、安全対策の内容が多岐に渡るため、関係機関内での連携を強化する必要がある。通学路交通安全推進会議のもとに、通学路の危険箇所や道路施設の対策実施状況、交通規制や指導及び交通安全施設設置の状況等の情報を関係機関相互に提供・共有するとともに、主に小学校区単位で組織され、合同点検等を実施している「安全対策会議等」との連携により、安全点検・確保を図る。



(2) 取組手法

継続的に通学路の安全を確保するため、関係機関相互に連携して、合同点検や随時の点検等を継続実施し、対策の改善・充実を行う。

これらの取組をPDCA (**P**lan、**D**o、**C**heck、**A**ction) サイクルとして、繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図る。



○**P**lan：合同点検や随時点検の実施、対策の検討

- ・各学校において、新たに設定した通学路も含めて通学路の合同点検や随時点検を実施し、対策必要箇所（これまでに事故が発生した箇所、事故の発生が予測される箇所、何らかの対策を講じる必要のある箇所）を明らかにする。
- ・点検の体制は、地域・学校の実情等に合わせて、「安全対策会議等」のほか、各学校、PTA、地域自治会、道路管理者*及び警察*とする。（*は必要に応じて参加）
- ・点検は、原則、年1回以上実施するものとする。
- ・各学校は、点検の結果、明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに対策案を検討し、事務局へ提出する。

○**D**o：対策の実施

- ・事務局は、各学校から要望された通学路の対策必要箇所と対策案の取りまとめを行い該当する関係機関と連絡調整する。
- ・各関係機関は、ハード面（歩道整備や防護柵設置等）及びソフト面（交通規制や交通安全教育等）の具体的な対策について実施を図る。

【具体的な対策例】

<学校、保健給食課>

- ・ 注意喚起、指導
- ・ 通学路の変更
- ・ 見守り活動強化依頼等

<警察、地域安全課>

- ・ 交通指導
- ・ 横断歩道、道路標識の設置
- ・ 交通教室の実施
- ・ 交通規制
- ・ 看板の設置等

<道路管理者（国、県、市）>

- ・ 道路の拡幅
- ・ 歩道の整備
- ・ ガードレールの設置
- ・ 路側帯の整備等

<看板>

(スピード注意)



<路側帯>

(グリーンベルト)



<道路標示>

(スクールゾーン)



○Check 対策効果の把握・検証

- ・ 各関係機関は、対策の実施状況など作成し、また、対策を実施できない場合は理由等を整理し、事務局へ報告する。
- ・ 事務局は、各関係機関からの報告の取りまとめを行い、各学校へ報告する。
- ・ 各学校は、対策実施後の状況について、合同点検や随時の点検による確認と対策効果の検証などを行う。

○Action 対策の改善・充実

- ・ 各学校は、検証の結果、必要に応じてさらなる追加対策や改善策を検討し、事務局へ報告する。
- ・ 事務局は、改善を要するものや追加対策及び実施できなかった対策について取りまとめを行い、各関係機関に再度調整を図る。
- ・ 各関係機関は、次年度予算の計上など整備に向けた計画を進め、対策の改善・充実を図る。

(3) 対策箇所の周知

事務局は、各学校の点検結果及び対策内容について一覧表を作成し、関係機関相互で情報を共有するため、必要に応じて周知する。

【通学路対策必要箇所一覧表（例）】

<〇〇学校>

路線名	住所 (箇所名)	通学路の 状況	必要な 対策	対策内容	点検 年度	対策 年度	対策実 施機関	備考
市道〇〇	〇〇通り トンネル内	暗いため視界が悪い	歩行者の 通行環境改善	道路照明灯の設置	平成 26年 度	平成 27年 度	小田原市	

<△△学校>

路線名	住所 (箇所名)	通学路の 状況	必要な 対策	対策内容	点検 年度	対策 年度	対策実 施機関	備考
市道△△	△△付近～ □□付近	スピードを出している 車両が多い	車両の速度抑制	交通取締り	平成 27年 度	平成 27年 度	警察	

小田原市通学路交通安全推進会議

(小田原市役所)

保健給食課 (事務局) TEL (0465) 33-1691

地域安全課 TEL (0465) 33-1396

建設政策課 TEL (0465) 33-1529

道水路整備課 TEL (0465) 33-1645

〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地